

APECによる越境個人情報保護に係る取組

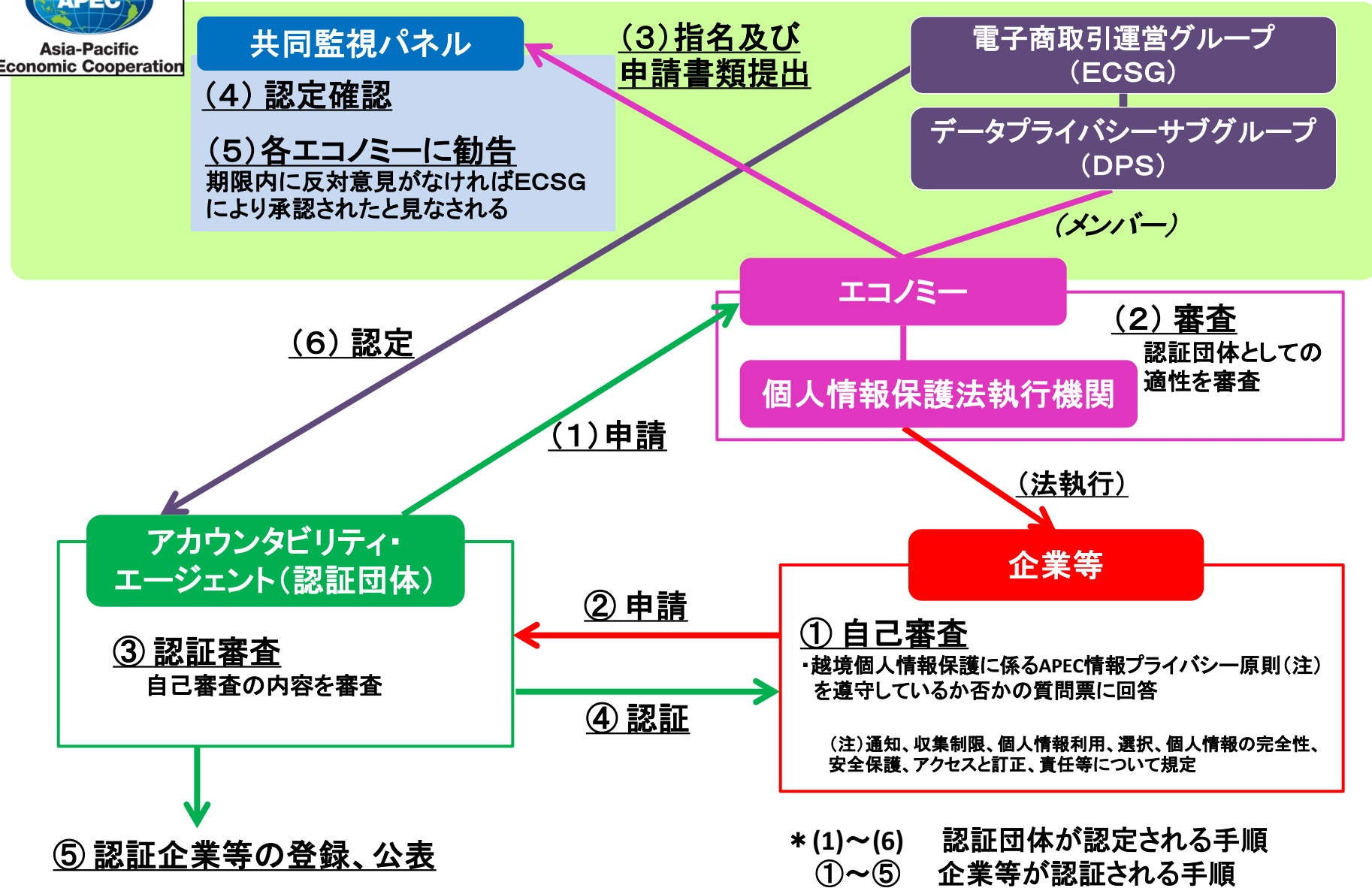
(1) 背景

- APECでは、2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情報保護制度の策定を各エコノミーに勧奨。我が国個人情報保護法も、ほぼこれに準拠。
- 一方、近年ビジネスのグローバル化に伴い、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況下で、越境個人情報の保護が大きな課題となっている。
- かかる観点から、APEC/電子商取引運営グループ(ECSG: Electronic Commerce Steering Group)では、個人情報が国境を越えてもAPECプライバシー原則に基づき保護されるための制度の構築を、2008年2月以降ECSG傘下のデータ・プライバシー・サブグループ(DPS: Data Privacy Subgroup)で検討し、①APEC越境プライバシールールシステム(CBPRシステム: Cross Border Privacy Rules System)及び②国際法執行のための協力取決め(CPEA: Cross border Privacy Enforcement Arrangement)を構築。
- CBPRシステムには、これまでに米国、メキシコ、日本、カナダがエコノミーとして参加。CPEAには、豪、NZ、米、香港、加、日、韓、墨が参加(日本は全ての個人情報保護法執行機関(16省庁)が参加)。

(2) CBPRシステムの概要

- 企業等の越境個人情報保護に係る取組に関し、APECプライバシー原則への適合性を認証する制度。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証団体(アカウントビリティ・エージェント:民間団体又は政府機関)から審査を受け、認証を得ることが可能となる。

APEC/CBPR システムの概念図



* (1)~(6) 認証団体が認定される手順
①~⑤ 企業等が認証される手順